

建築主・設計者・施工者の皆様へ

改正建築基準法施行に伴う 構造関係規定等の適合性に係る事前審査について

◆事前審査

改正法施行日前の確認申請において、構造関係規定等の事前審査を希望する場合、申請先(恵庭市)に事前相談のうえ、確認申請に構造関係規定等の書類を添付してください。

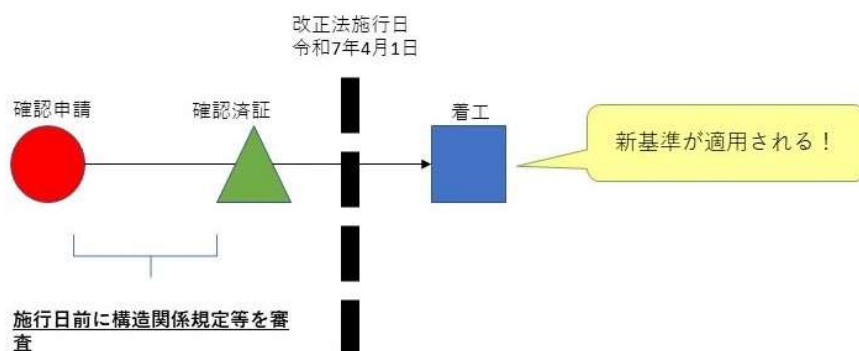
◆対象建築物

改正法施行日前に確認済証が交付され、施行日以後に着工する建築物

※改正法施行後に審査省略の対象外となり、構造関係規定等の審査が必要になる建築物

(延べ床面積が 300 ㎡以下かつ階数が 2 階以下の木造建築物(新 3 号建築物を除く))が対象となる。

◆申請～着工までの流れ



法改正の詳しい内容はこちら
(国土交通省 HP)

・改正法施行日前に確認済証が交付され、施行日以後に着工するものについては、着工後の計画変更や完了検査において構造関係規定等への適合性の確認が必要となるため、審査ができる書類(省エネ基準適合審査(仕様基準)を含む)を提出していただきます。

・上記の場合、その審査において適合していなければ是正が必要となることも想定されるため、確認申請時点において構造関係規定等への適合性について、事前相談(事前審査)を行います。

◆注意事項

●構造関係規定等の事前審査は、確認申請の一部ではないため、確認済証交付後に行う場合があります。

●事前審査等に関する相談は、恵庭市まちづくり推進課までお問合せください。

○問い合わせ先

〒061-1498 恵庭市京町 1 番地

恵庭市役所企画振興部まちづくり拠点整備室まちづくり推進課

TEL:0123-33-3131